

高知県大学生等就職支援事業（交通費等助成）委託業務
一般競争入札に関する質疑への回答

No.	質 疑	回 答
1	<p>申請者が助成対象者か、就職活動の「県内企業等」が対象企業かの判定方法。誓約書の受理以外に判定業務があるなら、その内容を教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領別表第1（第4条関係）の「助成対象者」及び「助成対象となる就職活動等」の要件を満たしているかどうか、申請書及び添付書類を確認し、判定いただきたい。 ・助成対象となる「県内企業等」の定義については、実施要領第2条（3）を参照いただきたい。 ・別表第1の助成対象者の条件（2）に関し、申請者が「こうち学生登録」に登録しているか否かについては受託者が県に確認を取ることとするが、確認方法などについては県と受託者の協議のうえで実施することとする。
2	<p>訪問確認票に「就職活動の事実確認を行う場合がある」と記載があるが、どのようなケースと想定があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業から申請者への交通費等の助成金額が、申請書（別記様式1）の「企業等から助成を受けた同趣旨の助成金の額」と異なる場合 ・企業の担当者の部署・氏名記入欄が手書きやゴム印でない場合などに事実確認を行うことが想定される。
3	<p>月次報告の方法に電子メールや郵送等の指定はあるか。</p>	<p>指定はない。</p>
4	<p>支払いのタイミングは受託業者の経理都合と合わせてよいか。</p>	<p>経理の都合に合わせていただいても構わないが、申請者を待たせてしまうことがないように、申請日から概ね1か月以内には支払いが完了するよう、配慮いただきたい。</p>